

道路の構造の技術的基準を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和元年九月十三日

山口県知事 村岡 嗣政

山口県規則第七号

道路の構造の技術的基準を定める規則の一部を改正する規則

道路の構造の技術的基準を定める規則（平成二十四年山口県規則第六十一号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項第二十二号中「車道」の下に「（自転車通行帯を除く。）」を加え、同号を同項第二十二号とし、同項中第二十一号を第二十二号とし、第十五号から第二十号までを一号ずつ繰り下げ、第十四号の次に次の一号を加える。

十五 自転車通行帯 自転車を安全かつ円滑に通行させるために設けられる帯状の車道の部分をいう。

第三条第一項中第七号を第八号とし、第三号から第六号までを一号ずつ繰り下げ、第二号の次に次の一号を加える。

三 自転車通行帯

第三条第五項中「の車道」の下に「（自転車通行帯を除く。）」を加える。

第五条第二項中「副道」の下に「（自転車通行帯を除く。）」を加える。

第七条の次に次の一条を加える。

（自転車通行帯）

第七条の二 自動車及び自転車の交通量が多い第三種又は第四種の道路（自転車道を除く。）には、車道の左端寄り（停車帯を設ける道路にあつては、停車帯の右側。次項において同じ。）に自転車通行帯を設けるものとする。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合は、この限りでない。

2 自転車の交通量が多い第三種若しくは第四種の道路又は自動車及び歩行者の交通量が多い第三種若しくは第四種の道路（自転車道を除く。）及び前項に規定する道路を除く。）には、安全かつ円滑な交通を確保するため自転車の通行を分離する必要がある場合においては、車道の左端寄りに自転車通行帯を設けるものとする。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合は、この限りでない。

得ない場合は、この限りでない。

3 自転車通行帯の幅員は、一・五メートル以上とするものとする。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合は、一メートルまで縮小することができる。

4 自転車通行帯の幅員は、当該道路の自転車の交通の状況を考慮して定めるものとする。

第八条第一項中「又は第四種の道路」を「(第四級及び第五級を除く。次項において同じ。)又は第四種(第三級及び第四級を除く。同項において同じ。)の道路で設計速度が六十キロメートル毎時以上であるもの」に改め、同条第二項中「道路」を「道路で設計速度が六十キロメートル毎時以上であるもの」に改める。

第九条第一項中「自転車道」の下に「又は自転車通行帯」を加える。

第十条第一項中「自転車道」の下に「若しくは自転車通行帯」を加える。

第三十一条第三号中「車道」の下に「(自転車通行帯を除く。)」を加える。

第四十条中「第七条第一項」の下に「、第八条第一項及び第二項」を加える。

第四十一条中「第七条」の下に「、第七条の二第三項」を加える。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の際現に新設又は改築の工事中の第三種又は第四種の県道については、この規則による改正後の道路の構造の技術的基準を定める規則第七条の二並びに第八条第一項及び第二項の規定にかかわらず、なお従前の例による。